

〈人物〉を受ける「へ」について

黒星， 淑子
九州大学大学院修士課程

<https://doi.org/10.15017/9403>

出版情報：語文研究. 84, pp.39-56, 1997-12-25. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：



〈人物〉を受ける「へ」について

黒 星 淑 子

一、はじめに

現代における格助詞「へ」の用法では、

- ・それは御両親へプレゼントなさるのですか？
- ・奥様へもよろしくお伝え下さい。

のように人物を受けることもある。ところが「へ」本来の用法からすると、その受ける語は全て方所であったという。

現代語における「へ」の盛況に比べて、古代の「へ」はその使われ方がきわめて少なく、万葉集の用例は総索引によればわずか二九例に過ぎない。そして、その受ける語を検すると、成章が指摘するように、すべて「方所」

に関する名詞で、左のとおりである。

紀 沖 筑紫 桜田 大和 安太 猿帆の内 都 天
宮里 新羅 韓国 国 吉野

(此島正年氏『国語助詞の研究』86ページ)

それでは人物を受ける用法は何時頃から見られるのか。時期の特定は難しいようであるが、『ロドリゲス日本大文典』の「与格の或言ひ方に使い、また誰々に対してといふ別の意味に使ふ。」との記述からすると、室町期には認められていたようである。

そして、このような「へ」の用法拡大は、結果として「に」の領域を犯すことに繋がってゆく。キリシタン資料に至っては、井上章氏は「に」を凌ぐ勢いであったらしい」との指摘に併せて、同一動詞における「へ」「に」両様例、本来的には「に」で表すべきと言われるものまでも挙げられている。(以

下の用例文は井上章氏『伊曾保物語の研究』より抜粋)

△同一動詞「対す」での「に」「へ」「両様例▽

・読誦の人へ対して書す。(序一)

・恩も知らぬ悪人に恩を施さざる時は、偏に天道へ対して召されい(下心)(447⑩)

・道理をそだてぬ悪人に対しては、善人の道理とその謙りも役に立たず:(444⑫)

△「に」で表すべき」とされた用例▽

・それから一巻の書を作って帝王へこれを奉ったれば(431⑪)

・シャント言われるは、「買ってからにげようと思うは何と」と。イソポが言うは、我逃げようと思わうずる時は、御辺へその御意をば得まじい(414⑫)

特に用例(414⑫)は「奴隷として買われるイソポが、「逃げようと思うような時は、あなた(主人)にそのお許しを得まい一勝手に逃げよう」と言っていると解される。即ち動作の出自が、その客体に依拠する場合「に」でも表現される(P345)ものに該当し、「へ」では無理な表現である」と言われたものである。

では何故、このような「無理な表現」にまで「へ」が使用

されたのか。原因の一つとして、井上氏は「当時の国語の実体がそうなり勝ちな地盤を作っていたという事と共に、イソポ本文の作者が日本語に十分堪能ではなかった」ことを挙げられた。また同じ傾向の用例は『ドチリナ・キリシタン』にも出現するということであった。

(弟子)「何によってか御母サンタマリヤへ対し奉り、百五十遍かのオラシヨを申し上げ奉るぞ」

(師)「六十三遍のオラシヨは、御母ビルゼンの御輪の数に對し奉りて申し上げるなり。今五個条はグロウリアの御理に對して、申し上げ奉るなり。:(吉利支丹教義△P24(25)▽)。

これも同趣(筆者注・イソポ「対す」における「へ」「に」両様例を指す)であるが、弟子の用語より師の方が、正格な表現であることを表すために、意識的に「に・へ」を使いわけたかと思われて興味深い。

(井上氏『伊曾保物語の研究』350p)

これまで、用法拡大後の「へ」用例について論じられたものは係る動詞を中心にしたものであって、受ける語に視点が向けられたものは少なかったように思う。人物を受ける用法は「へ」の新しく獲得した用法であるから、やはり用法拡大の一つとして、方所を受ける語に取る場合と分けて扱ふこと

も必要ではないか。というのも先の二資料の用例を見た場合、「へ」の受ける語として出現した人物の偏りが気になったからである。

△「へ」助詞▽ 「対す」……読誦の人、御母サンタマリヤ

〔無理な表現〕……帝王、御辺

△「に」助詞▽ 「対す」……悪人

右においての「へ」の受ける語は、比較的高位な人物に限られており、明らかに低位な人物は含まれていない。「御母サンタマリヤ」「帝王」「御辺」は言うまでもなく、「読誦の人」とも著者から見た場合には優遇すべき人物だと解することもできる。ただ一例のみではあるが、「に」での「悪人」と比較すると、より際立った特徴として捉えられる。果して、この偏りは偶然の結果なのか。もし、偶然ではないとすると、どのような背景的要因が右の偏りを生ぜしめたのか。以上の点が、当然疑問となってくる。

よって、本稿では中世期以降の資料を中心として、非移動性動詞―「告げる」「与える」系―に対して使用された「へ」の受ける語を八人物▽に限定して調査・検討した結果を述べるものである。なお目的が、

	へ助詞	に助詞
言ふ	5	11
申す	13	17
仰す	0	0
言付く	0	6
申付く	0	1
仰付く	0	4
捧ぐ	3	0
上ぐ	11	0
進ず	0	3
おまらず	2	3
遣る	3	1
参らす	0	1
呉れる	0	7
下さる	0	8
たとる	0	3
給はる	0	2
たぶ	0	4

〔狂言集〕

	へ助詞	に助詞
言う	1	10
仰す	1	1
申す	15	1
進ず	2	0
上げる	1	0
遣る	2	6
呉れる	0	1

〔近松浄瑠璃〕

「へ」の受ける語として出現する人物の身分的偏りを見ることであるため、たとえ「告げる」「与える」系であっても受手との上下関係を明確に把握し難い動詞―「説明する」「乞う」「返却する」等―は対象としなかった。(以下、受ける語として出現した人物を示す語は、受ける語八人物▽と記す。)

二、「へ」の受ける語八人物▽の特徴として

本節では「に」が使用された用例との比較によって、「へ」の受ける語八人物▽の特徴を確認したい。資料としては狂言(大蔵虎明本狂言集)、近松浄瑠璃(近松門左衛門集)を扱った。受ける語としての人物は(他称)〔対称〕(自称)の三形式で出現するが、呼称だけでその身分地位が判断できる(他

称) (単数) 例を中心に述べたい。

まず、先二資料に出現した「へ」と「に」との数値的比較を試みた(「告げる」「与える」系動詞)。ここでは「申付く」の様に明らかに下位者に対する動詞では「へ」の使用が見られない、という点が注目された。

それでは以下より、受ける語へ人物Vの具体例を(他称)から順に検証して行く。

I 『狂言集』(他称)

△「へ」助詞の受ける語へ人物V

【云う】 目代殿(二例)

【申す】 上人(二例) / 太郎冠者殿

【捧ぐ】 帝(二例) / 上頭 【上ぐ】 上頭(八例) / 地頭殿

△「に」助詞の受ける語へ人物V

【云う】 あれ(二例) / 菊一 / ああ僧 / 太郎冠者 / 新発意

ととさま / 叔父や人

【申す】 亭主 / 父ご / たのふだ人(四例) / 平六 / あれ(二例)

太郎冠者

【捧ぐ】

【上ぐ】

右例における大まかな傾向として「へ」には「殿」待遇の

人物、もしくは高位の役職にある人物が出現するが、「に」では親族・従者等に止まり、高位と評される程の人物は含まない、という異なる傾向が確認できる。

また話手と受ける語へ人物Vとの関係にも、助詞により異なる傾向が見られた。「に」では「あれ」一例と「ああ僧」を除き、主従・親族・師弟いずれかの関係に属するものであるのに対し、「へ」の用例は第三者によるものに限られていた、というものである。

△「に」の受ける語へ人物Vと話手(受ける語へ話手)V

主従関係 || 「たのふだ人へ太郎冠者(四例)」

【菊一へ主人】

【あれ(太郎冠者)へ亭主(亭主若衆)】

親族関係・夫婦関係 || 「父ごへ継母」「女(妻)へ夫」

師弟関係 || 「平六へ師匠」「ああ僧 新発意へ住持」

他 || 「ああ僧へ男(夫)」「あれ(つんば)へ亭主」

たとえば「太郎冠者」を受ける場合でも、主人や次郎冠者の発語で「太郎冠者」「あれ」で表現されるものには「に」で出現したが、第三者による「太郎冠者」では「へ」であった。とすると、ここでは受ける語へ人物Vの身分が低い場合、もしくは話手との関係が近い場合に「へ」が使われることはなかった、と言うことは言えるようである。「言う」「申す」

用例一部を示す。カッコ内は〔話手↓聞手〕

△「へ」助詞の使用された用例▽

- ・理不尽な事をしたらは、目代殿へ云て、成敗をさせまらせうぞ
〔金藤左衛門↓女〕（七きん藤左衛門50④）
- ・上人へは身共が申さう
〔何某↓新発意〕（六とびこゑ349⑧）

- ・太郎くわじや殿へも急度御礼を申せ

〔猿引↓猿〕（二うつぼざる260⑥）

△「に」助詞の使用された用例▽

- ・みた事があらは菊一にいゑ

〔主↓つんば〕（六きかざ座頭429⑦）

- ・あれに申たらは迷惑がらふ程に、かくひてやらふ

〔あれ||太郎冠者〕〔主人独白〕（四繩なひ84④）

- ・まつあれへまいつて太郎くわじやに申きかせふ

〔次郎冠者独白〕（二よびこゑ319⑩）

次に〔対称〕〔自称〕用例を挙げる。ここでは「に」「へ」「

両助詞の使用例がある動詞での用例を対象とした。数字は用例数。

△「へ」助詞の受ける語へ人物▽

【云う】〔対称〕そなた（三）

【申す】〔対称〕そなた（二）／こなた（二）／閻魔王／お上人

〔自称〕こなた（四）

【遣る】〔対称〕其手／そなた／こなた

【おまらず】〔対称〕そなた／そち

△「に」助詞の受ける語へ人物▽

【云う】〔対称〕そなた／そち／わごりよ

【申す】〔対称〕こなた／御出家

〔自称〕身共／私（二）愚僧

【遣る】〔対称〕そなた／こなた

【おまらず】〔対称〕そなた

代名詞「そなた」「こなた」では、その人物の身分が高位であるか否かを判断することは不可能である。ただ、為手と受ける語へ人物▽との上下関係が明白な用例として、次の三例は抽出することができた。

- ・ちとそなたに無心をいひたひがきひておくりやらふか

〔大名↓昆布売り〕（二こぶうり284⑩）

- ・そちに無心を言ひたひ事が有が、聞いてくれやらふか

〔大名↓通行人〕（二ふたり大名280⑦）

・こなたにやらせられたはこなたの、某にくだされたは某
がの、面々になされひ(為手 \parallel 多聞天(昆沙門天))

〔太郎冠者 \downarrow 主人〕(四くらままいり67⑦)

右三例の(為手 \downarrow 受手)の關係は(上位 \downarrow 下位)と示すことができる。いずれも下位者に対しては「に」が使用され、「へ」の使用は含まない。すると、少なくともこの三例については先の(他称)での用例に違うものではないと言えるようである。

その他、代名詞以外の語としては、対面した場合に出現した「御出家」「お上人」「閻魔王」がある。うち、優遇的意識を含めた語とも取れる「御出家」は、「に」使用になっている点で異例となる。しかし、この場面設定を見ると「御出家」が話手より上位者に位置する人物ではないことが分かった。小庵を建て、その留守居役の出家者を探す話手「所の者二」から、遠国から来た「出家」に対しての台詞である。「申す」為手は「所の者一」。

・御はらだち尤もじや、御出家に申事こそあれ、ことに申やうが悪ひ。(所の者二 \downarrow 出家)(為手 \parallel 所の者一)

(六腹不立307⑥)

「所の者二」は「出家」に対しては雇用主「旦那」に当たり、

対する「出家」は「御」こそ付して呼ばれているが被雇用者である。よって右例「御出家」は上位者に対する呼称ではないと理解されるであろう。同じ「申す」でも、「へ」使用「お上人」「閻魔王」はその呼称だけで高位だと判断できる人物である。

(自称)例について述べるならば、従者に対する主人の発話では「へ」使用であるが、「身共」「愚僧」のような遜った(自称)では「に」使用であった。つまり「へ」は上位者の(自称)、「に」は下位者の(自称)に出現したことになる。

・賀殿の御ざつたらはこなたへ申せ

〔舅 \downarrow 太郎冠者〕(三鶏簪331⑥)

・あの博労がつつと後にまいって、身共へのけと申を

(あの博労 \parallel 馬博労)(牛博労 \downarrow 目代)(一牛馬122⑤)

結局『狂言集』においては、「へ」の使用されていた用例の特徴として、下記の点は明らかに言えるようである。

・(他称)での受ける語(人物 \vee)は、話手から見て身分的に隔たりのある上位人物に限られていた。

・(自称)、及び(対称)での一部(為手と受手との上下関係が明らかな用例)において、下位人物に対する「へ」

使用は認められなかった。

II 『近松浄瑠璃』

近世期資料についても、前節に準じた方法で進めていきたい。まず、本資料に現れた〔他称〕（単数）での「へ」と「に」との使用された各用例の受ける語へ人物▽を示す。

△「へ」助詞の受ける語へ人物▽

【申す】おなつ様／輿様（二）／御主人／旦那

【仰す】旦那様

【遣る】

△「に」助詞の受ける語へ人物▽

【申す】祖父様（じいさま）

【仰す】武士

【遣る】下女／おさん／与兵衛／与兵衛め／のらめ

ここでも「へ」の受ける語として、明らかに下位と分かる人物は出現しない。「様」待遇では「祖父様」一例が「に」の用例として出現するが、これは『狂言集』において「に」が使用されていた「ととさま」が親族語であることに通じるものとも考えられる。

それでは以下より「に」と「へ」との両様に出現する「仰

す」と「申す」との用例について、具体例を挙げながら検討を加える。

まず「仰す」の用例であるが、ここでの「へ」使用は主従関係―話手・腰元、受手・旦那様―のものであるが、受ける語へ人物▽が上位者であることに違いはない。一方「に」使用の「武士」は、発話者「検非違遣」からすると下位に当たる。

△「へ」助詞の使用された用例文▽

・さて角介は慮外な、…重ねてこのこと言出さば、旦那様

へ仰せられ、打首になさるゝとの御意じやといへば、

〔腰元りん↓飯炊き女・竹 馬取の角介〕（夕霧140⑦）

△「に」助詞の使用された用例文▽

・国法を背く大罪、武士に仰せてしさい有べきところ、

〔検非違遣↓海賊ばら、傾城交じりの縄付共〕

（博多4571⑪）

「申す」での「へ」の受ける語へ人物▽は、「御主人」「旦那様」など優遇的意義を含む語で出現する。また、話手と受手との関係としても、「へ」では親族関係に属するものは存在しない。

△「へ」助詞の使用された用例文▽

・ム、しからば奥様へ申してくりやれ

〔権三↓下女〕(遣325⑦)

・召使はる、御主人へ御礼も申たしと、(小七郎↓主人)

(為手||小七郎の兄半兵衛)(心中首578⑬)

・お慮外ながら奥様へ密かにお咄申たさ……

〔老女↓女子衆〕(遣476③)

・先旦那へ春のお礼も申し、清十郎にも会はんと存じ

〔清十郎の父↓勘十郎〕(五十281①)

・談合したる故、おなつ様へ申ておのれに貸すため預かった
〔清十郎↓勘十郎〕(五十296⑤)

△「に」助詞の使用された用例文▽

・そなたも内へちよと立寄って、祖父様にお帰りさなれ
と申てたも(お種↓養子文六)
(堀川241⑩)

なお(他称)の用例を検討するに当たって、間接的行為と直接的行為との分類も必要だったかもしれないが、今回調査した限りでは間接・直接を問わず「へ」と「に」との両方で出現していたため、ここでは等しく扱ったものである。

△話者自身による発話が想定される用例▽

・上人へは身共が申さう(狂言集前出例)

・国法を背く大罪、武士に仰せてしざい有べきところ
(近松前出例)

△伝言依頼(間接的行為の想定される用例)▽

・しからば奥様へ申てくりやれ(近松前出例)

・平六に其よし御申候へ(狂言集前出例)

次に〔対称〕用例を挙げる。

△「へ」助詞の受ける語(人物)▽

【進ず】〔対称〕こな様/そなた

【上げる】〔対称〕叔母様

【遣る】〔対称〕こな様(二)

【呉れる】

△「に」助詞の受ける語(人物)▽

【進ず】

【上げる】

【遣る】〔対称〕そなた

【呉れる】〔対称〕おのれ

右例を二見したところ、「へ」の用例では「様」を下接した語を多く含む点が注目される。それは「に」の受ける語として出現した罵り語「おのれ」と比較すると、より際立った差

異として見ることもできる。【進ず】の「そなた」も「様」こそ付してはないが、「こな様」の用例と同一場面・同一人物同士の話のものであることからして、他の「へ」の用例に使うものではないようである。

・ 姉娘のおきくを、こな様へ進ぜたいと常々私が望み

〔御膳番の妻 さる↓表小姓 権三〕 (女殺327⑥)

・ それはそれ、これはこれの談合で、きくをそなたへ進ずれば〔同右〕 (女殺327⑩)

一方「に」では、卑しめの言葉「おのれ」がある。また【遣る】の「そなた」も扇屋了空(夕霧の主人)から夕霧に対する台詞であって、下位者に対する〔対称〕として出現したものである。

・ この金子、夕霧、そなたにやる

〔夕霧の主人↓夕霧〕 (夕霧157⑥)

「叔母様」に対する「へ」の使用例は、これまで親族語が「に」で出現していたことからすると異例となるかもしれない。ただ、ここでの話手(文六)は受手(種)の実弟であるが、現在(実姉(種)夫婦の養子となっている。よって両者の関係は親族ではあるが、親子とも姉弟とも言えない微妙なもので

あり、しかも受手が話手より上位者であることは明らかで例と言える。

・ 今度もちよつと口をつけて、憚りながら(色)叔母様へ、あげませうと、差すところを…… (堀川240②)

結局、浄瑠璃における「へ」用例については、以下のように纏めることができるようである。

・ 「他称」では、主従関係は含むものの、上位者に対する呼称に対しての使用に限られていた。

・ 「対称」では、下位者に対する用例は見られなかった。

以上「狂言集」「近松浄瑠璃集」における「へ」用例の調査・検討を行ったが、二資料では概ね同様の傾向が確認できたと思う。それは「へ」使用の受ける語(人物)は身分が高く、話手(為手)との親密度は低いという傾向である。ただ、「狂言集」では存在しなかった親族語(「叔母様」が「近松集」に至っては出現するという違いは見られた。しかし、それでも受ける語(人物)が話手より上位である点に変わりはないかったものである。

結局、右の傾向は先に述べたキリシタン資料での偏りに繋がるものであり、するとキリシタンでの偏りが決して偶然の

結果としては扱えないことになる。そして、もし右の特徴的傾向が認められるのであれば、次に問題となるのがその背景的要因である。次節ではその点について検討したい。

三、△方所▽から△人物▽への変遷過程

まず方所のみを受けた「へ」が人物を受けるに至るまでの過程を見たいと思う。但し、ここで述べるのは係る動詞を「告げる」系に限定しての調査結果である。それは非移動性動詞に対する初期例として挙げられたのが、係る動詞に「告げる」を取る用例であったためである。

そこで以下よりは、資料毎の調査結果を述べて行きたい。

①平安期

「へ」助詞が受ける語に人物を取るようになるのは、移動性を持たない「告げる」「与える」系動詞に対する用例からだとされる。ただ、非移動性動詞に対する初期の例として挙げられているのは、平安期資料の方所を指す用例であった。

・中堂より御香賜はりぬ。とくかしこへ告げよといふ人あるに、うち驚きたれば、夢なりけりと思ふに、

『更級日記』521⑦

②中世期

初期のものとしては『宇治拾遺物語』の用例が確認されている。ここで出現する語は方所の意味も持つが、また同時に人物としても理解可能な語である。

・「わが心ひとつにてはかなはじ。このよし院へ申してこそは」といひければ……
(卷十二 356⑩)

それが『延慶本平家物語』に至っては、人物と方所との両方の意を持つ語に加え、「法皇」のように人物のみを指す語の用例も出現しており、用例数も増加傾向を見せている。(以下具体例)

【申す】 || 法皇 / 女院 (二) / 院 (四) / 大臣殿 (二) /

宇佐宮 / 鎌倉殿 / 普賢寺殿 / 関白殿

【仰合す】 || 近衛殿下

ところで右の「へ」用例文を見た場合、顕著に現れるものとして、使者の介在表現が目につくのである。人物と方所との両方に解される語では約半数に、そして人物のみを指す語の二例(近衛殿下・法皇)においても一例には使者の介在が想定される。

▲明らかに使者の関与が認められる用例▼

・ 此次第を鎌倉殿へ申さてはいかゝとて、使を急まひらせ
けり (12卅)

・ 大納言和氣清麿呂を御使として宇佐宮へ申させ給ひける
か (7卅)

・ 兵衛佐より院へ被申ける状に云 (10卅)

・ 大臣殿へ申させ給へき事候て進せさせ給御使也と申せば
(11七)

・ 御使にて高倉宮の若宮のをはしまし候なる可被奉出之由
前大将女院へ被申入たりければ (4廿)

・ 法皇思食煩せ給て大藏卿の泰經朝臣を以て近衛殿下へ被
仰合 (12十)

一体、このように多くの「へ」用例に使者表現が関わって
くるのは何故なのか。これについては「へ」の受ける語が、
本来は方所であったことから考えると当然の結果とも受け取
れる。

というのは、例えば受ける語が方所の意として用いられた
「院」であったとしても、最終的には「申す」目標に設定され
るのは、院内に存在する人物である。とすると、そこには
「院」外から「院」内へ発せられた「伝達者(使者)」によっ
て間接的に「申す」状況が想定される。それは使者の介在表
現に関わらず把握できるものであろう。そこで想起されるの

が、「へ」の特質として挙げられた「甲地点から乙地点へ進み
近づく」という要素である。使者による伝達は「甲地点から
乙地点へ進み近づく」状況に相当するとしても矛盾は生じな
いのではないか。

ところが人物を受ける用例では様相が異なってくる。使者
表現ない場合には直接的行為として解することも可能とな
り、よって「進み近づく」意との関与について言及は難しく
なるからである。

これまで、動詞「申す」には「へ」本来の特質「甲地点か
ら乙地点へ進み近づく」要素(≡石垣氏の言われる「經由
性」)は見る事ができないとして、「院へ申す」等の用例は、
「単に「申す」相手に対する方向性のみを表はしてゐるといふ
べきである」(石垣氏)とされてきた。しかしながら、使者に
よる伝達表現が「甲地点から乙地点へ進み近づく」に通ずる
ものと考えらるならば、「方向性」のみとして扱えるのは、受け
る語が人物であり、しかも「進み近づく」意に関わる表現が
ない用例に限られることになるであろう。

そのように見ると、人物を指す用例のうち「使者」に関わ
る表現が見出せない次の用例こそが「純粋な方向性」ゆえの
用例として扱えるものとなるようである。

・ 院中の上下色を失つゝいとゞさはきあへり、世の中にて
あらはこそ法皇へも申させ給はんすれ(4廿)

つまり、「へ」の受ける語は、平安期の「漠然とした人（所）」から、中世期には「人（人物）／＼方（所）／＼いずれにも解される語」、「役職・地位により人（人物）／＼のみを指す語」という流れを辿ってきたことになる。この過程を「へ」の要素との関連から見ると、「具体的な使者表現があるもの」から「具体的表現はないが状況により隔たり、および使者介在が想定されるもの」というものとしても捉えることができると考えられた。そして「法皇」一例のように「進み近づく」意の関わりが確認できない用例については、「方向性」の獲得として見たものである。更には、この「方向性」の用例での受ける語（人物）が、「法皇」という最高位に位置する人物である点は注目したい。

覚一本『平家物語』では、動詞の類が増加傾向を示す。「へ」使用が認められたのは「訴う」「尋ね申す」「伺い申す」「申す」「申上ぐ」「奏聞す」「仰す」「仰合す」「宣ふ」以上の語、全三十三例。うち受ける語が人物と解釈できるものは十二例である。

【申す】 Ⅱ殿下／小松殿／鳥羽殿／法皇／八条女院／大納言佐殿／鎌倉殿【申上ぐ】 Ⅱ大臣殿／【伺申す】 Ⅱ法皇

【仰す】 Ⅱ小松殿／【仰合す】 Ⅱ其時の殿下法性寺殿

【宣ふ】 Ⅱ平家の君達のかたがた

ところで、たとえ「告げる」動詞が移動性を持たないとしても、それが全て「方向性」の用例として扱えないことについては先述した通りである。このような観点からして、受ける語（人物）の用例においては、使者表現を伴う用例を除いた上でなければ「純粹な方向性」を言及することも、また更には受ける語（人物）が高位である点との関与についても言及することはできないことになろう。従って、右用例については先ず使者表現の有無を確認する。そこでもし使者表現（及び関連表現）があれば、それは「甲地点から乙地点へ進み近づく」意との関与による「へ」の用例と見做したい。そして、関連表現の見られない用例に限り「方向性」を認めると共に、優遇的意識との関与の可能性を探るものである。（ちなみに「に」用例において使者表現は認められない。）

まず、使者の介在が明らかに表現されたものは次の四例である。

・鎌倉殿へ飛脚をもって合戦の次第をしるし申されけるに
〔義経↓鎌倉殿〕（下172）
・入道相国のおと、池の中納言頼盛卿をもって八条女院へ申されけるは……
〔入道相国↓八条女院〕（上320）
・入道相国福原の別業におはしけるが、越中守盛俊を使者

にて小松殿へ仰せられけるは……〔入道相国↓小松殿〕

(上242)

・大臣殿は安芸右馬助能行を使者で、平家の君達のかた
くへ「…(略)」との給ひければ……

〔大臣殿↓平家の君達の方々〕(下195)

次の用例に使者の明示はない。しかし「御詞にて」とある
のが第三者による伝達表現として捉えることができる。

・私のふみはゆるされねば、人々のもとへも詞にて事づけ
給ふ。北方大納言佐殿へも御詞にて申されけり

〔重衡↓北方大納言佐殿〕(下243)

直接的な使者表現が認められないものは、残りの七例であ
る。

(a)「自今以後も汝等能々心うべし。あやまって殿下へ無礼の
由を申さばやとこそおもへ」

〔重盛↓殿下(撰政関白基房)〕(上118)

(b)「さらば宗盛、其様をやがて今夜鳥羽殿へ申せかし」

〔高倉上皇↓宗盛↓鳥羽殿〕(下272)

(c)齊藤別当あざわらって、「…大臣殿へも此やうを申あげて
候ぞ」といひければ、

〔齊藤別当↓大臣殿〕(下76)

(d)出家の志の候よし、便に付て小松殿へ申されければ……

〔新大納言成親↓小松殿〕(上187)

(e)大納言になしかへさるべきよし法皇へ申されけり

〔兵衛佐↓法皇〕(下289)

(f)此由法皇へ伺申して御免ありけり〔小松殿↓法皇〕(上187)

(g)「…、めしつかはるべし」と、其時の殿下、法性寺殿へ
仰合られければ、御領あまたびなどしてめしつかはれ
ける程に

〔近衛天皇↓其時の殿下〕(上420)

しかし、たとえ使者に関わる表現のないものであっても、
為手と受手との隔たりが否定できない用例については、「甲
地点から乙地点へ進み近づく」意との関連を疑うべきだと
考えた。とすると、会話文(a)・(b)・(c)では受ける語(人物)
が発話者とは離れた位置に存在していることが明らかである
ため、「進み近づく」意を否定することはできなくなる。(d)
〔新大納言成親↓小松殿〕では「便り」を「手紙」と解釈する
ならば、受手との隔たりや使者の介在は当然のものとなる
う。

ただ(e)〔兵衛佐↓法皇〕(f)〔小松殿↓法皇〕(g)〔近衛天皇
↓殿下〕三例のみが、「進み近づく」相当表現の認められない
ものとして残される。(e)「なしかへさるべき由」(f)「此由」
という言葉が、使者による伝達内容を示すものかもしれない
が、この点による判断は難しい。というのは、「に」使用にお
いても、以下のように「此よし」を伴う用例は存在するから

である。

・頼盛卿、力及ばでこのよしを入道相国に申されけり

(上 320)

・(後白河法皇) 其夜の酒宴に、此由を淨憲法印に仰あはせられければ

(上 124)

また、「与える」系においても「隔たり」表現のない用例としては、次の一例が挙げられる。

(h)入道相国うれしさのあまりに砂金一千両、富士の綿二千両

法皇へ進上せられる

(上 220)

覚一本では「進み近づく」要素の見出せない人物の用例としては(e)・(f)・(g)・(h)の四例が残されたわけで、これらは「純粋な方向性」ゆえの用例として扱えるものとなる。そして、この用例の受ける語(人物)に目を向けると、「法皇」(e)・(f)・(h)「殿下」(g)となっており、いずれも最高意に位置する人物に限られていたことが確認されるのである。

とすると、やはり「進み近づく」表現のないものを「方向性」だけで捉えることに対しては疑問が残る。これまで「進み近づく」要素との関連は、「に」と異なる「へ」の特質として捉えてきた。ところが、以下に示すように、この点の欠如

した「へ」用法は「に」用法との境界も曖昧になるわけで、そこには「へ」用例としての存在価値を見出すことも難しくなるからである。

・大納言になしかへさるべきよし法皇へ申されけり

(前出例)

・頼盛卿、力及ばでこのよしを入道相国に申されけり

(前出例)

・「:めしつかはるべし」と其時の殿下、法性寺殿へ仰合られければ、御領あまたびなどしてめしつかはれる程に

(前出例)

・法皇「此條頼朝がかへりきかん事いかゞあるべからむ」とて、諸卿に仰合られければ、

(下 390)

そして、キリシタン資料では先述したように「へ」では無理な表現」とされるほどの用例も指摘されていた。

『天草版伊曾保物語』において「進み近づく」表現の見られない「へ」の用例は「申す」一例。それは為手(狐)と受手(驢馬)とが対面しての発話であり、両者間に隔たりはなく、しかも受ける語(人物)は、優遇的意義を含めた語として捉えられる。

・「いかに勝れて気高い装いなるお方へ申さうずる事があ

る。そなたのお声をばやがて承り知った」と言うて……

(479 ⑱)

他の「へ」の使用された用例は「奏す」一例「言ふ」一例。

「奏す」は、書簡による間接的な伝達状況が描かれたもの。「言う」用例では、為手と受手との上下関係を見ることは難しい。「逃げて去ぬる」ことからして、そこに隔たった状況があったことも推測されるが、この点については明確に述べることはできない。

・(エンノ) 謀を為いて謀書を作り、「イソボこの頃野心を企て他国へ移り、この国を傾けようと仕る」と國王へ奏した

(433 ⑦)

・狼すなわち逃げて去ぬるが、立ち返って野牛へ言うは……

(482 ①)

『天草版平家物語』では人物として個人名も出現する。

【申す】 関白殿／重盛(二例)／女院 【奏聞す】 院

当資料は、覚一本『平家物語』との違いという点でも興味深いものであるが、助詞の違いが見られたのは以下二例である。天草版では「へ」で出現するが、覚一本では「に」が使

用されており、当然そこに「進み近づく」意との関連表現を見ることができない。

▲天草版『平家物語』用例▼

(a)少将の舅の宰相殿、このことを伝へ聞いて、重盛へ申されたは「中宮の御産の御祈りさま」にござるとも……(略)と申されたれば

(71 ⑦)

(b)宗盛も大きに喜んでこの由を女院へ申されたれば、女院も御手を合せられて、喜ばせられ、

(139 ⑩)

▲覚一本『平家物語』用例▼

(a)↓ 門脇宰相か様の事共傳へきいて、小松殿に申されけるは、「中宮御産の御祈さま」に候也。……」

(上 211 ⑫)

(b)↓ 宗盛卿此よしを八条女院に申されければ、女院「なののやうもあるべからず。只とうく」とて……

(上 321 ⑪)

とすると、天草版では「へ」の使用された用例の特徴として「進み近づく」的要素との関連を挙げることができないことになる。他なる特徴を探すと「に」用例文との比較を試みても、そこに違いを見出すことは難しいようであった。

△天草版『平家物語』「に」用例▽

・季貞帰参って、このよしを宰相に申したれば、まことに本意なさうにして重ねて申さるゝは、
(39⑥)
・宗盛この宮を一目見奉って父の清盛(きよ)に申されたは、「さきの世になんたる契りがござるか、…」と申されたれば
(138②④)

そこで受ける語へ人物▽見るならば、天草版『平家』では「関白殿」(重盛)「女院」(伊曾保)では「御方」である。これらは逆上って「延慶本」の「法皇」、そして「覚一本」の「法皇3」(殿下)と共にいずれも高位人物という点で共通している。一方「に」の受ける語へ人物▽に目を向けても、上位人物に「へ」の用例ほどの高位人物は認められない。

△覚一本『平家物語』「に」の受ける語へ人物▽

【申す】…入道殿/入道相国/宰相2/小松殿/八条女院
八嶋の人々/判官/二人の女房共/鎌倉殿2
母上3

【奏す】…君

【仰す】…飛騨守景家筑後守貞能/郡司維季/侍共/

武士2/有験の高僧貴僧/山の座主寺の長吏/
藏人大夫頼兼浄憲法印/成親以下近習の人々/
諸公/侍一人/太政大臣左右大臣内大臣堀川大

納言

【のたまふ】…侍共2/明雲大僧正/土肥次郎/東国の軍兵共/守護の武士/大佛聖俊乗房/乳母の女房
北条四郎時政

△天草版『平家物語』「に」の受ける語へ人物▽

【申す】…頼朝/清盛3/父の清/義経3/北の方/

大将軍宰相/六代御前/宗盛

結局、「延慶本」から天草版『平家物語』までの「進み近づく」的要素の認められない「へ」用例においては、受ける語へ人物▽の特徴として、「狂言集」同様に身分・地位等が高位である点を挙げる事ができる。これまで「甲地点から乙地点へと進み近づく」意を以て説明できない「へ」用例については、「純粹な方向性」ゆえとされてきた。しかしながら、今回の調査結果が認められるとするならば、これらの「へ」用例については「方向性」だけではなく、直接的に指す行為を避けた結果として「方向性」を持つ「へ」が、優遇的意義と関わって使用されていたのだということも可能となるのではないだろうか。

四、まとめとして

本稿では「告ぐ」系動詞に対して使用された「へ」が、受ける語として人物を取る用例について調査、検討してきた。その結果は次のように纏めることができる。

「告げる」系動詞に対して使用された「へ」は、受ける語として漠然とした方所を取る用例が平安期より見られる。このような方所の場合には、方所内に存在する受手への隔たりは当然として捉えることができるため、用法拡大においては「甲地点から乙地点へ進み近づく」要素との繋がりを考えたものである。

中世期には人物と方所とのいずれにも使用される語、役職を指す語、その後人物のみを指す語の用例も出現するようになる。これらの多くにも隔たりに通ずる表現が認められた。

右により、「へ」の受ける語は「漠然とした方所」から「人物」方所「いずれにも用いられる語」、「役職・地位による人物」名、そして「個人としての人物」名という流れを辿ってきたことが伺える。この変遷過程には、「具体的な使者・隔たり表現があるもの」から「具体的な表現はないが状況により隔たりが判断されるもの」、更には「隔たりの要素が認められないもの（方向性）」への変化という様に、

「へ」が意識的制約を次第に少なくして来た過程としても捉えることができる。

そして、隔たりの要素が見出せない用例には、受ける語「人物」が高位であるという共通点が認められた。これは近世期に至っても見られた傾向である。よって、この用法は「へ」の「方向性」と、受ける語「人物」に対する優遇的意義の関与の結果ではないかと考えたのである。

一面からすると、受手が高位であるという点は、受ける語が「人物」方所「いずれにも解釈可能な語」からの拡大用法であることにも通じるのかもしれない。方所を以て人物を指すものは高位人物を指す語に限られているからである。しかしながら、受ける語「人物」に対する優遇的意義の関与を考えるに当たっては、「言語主体より遠く離れた所を漠然と指す」という「へ」の要素は「方向性」と、上位待遇人物に対しては直接的行為を避ける「優遇的要素」とが関与した結果だとしても矛盾はないのだろうか。

もし右の特徴が認められるならば、それは「へ」の用法拡大といかに関わるのか。その用法全体からの位置付け等については、今回は及ばなかった。今後の課題としたい。

参考文献

石垣謙二氏「助詞「へ」の通時的考察」

杉井鈴子氏「助詞『へ』の成立」〔国語学〕一九輯
小林隆氏「『へ』の消長についての方言地理学的一考察」

〔日本語学第十一卷第六号〕

青木伶子氏「『へ』と『に』の消長」〔国語学〕二四輯

此島正年氏「国語助詞の研究」〔桜楓社昭和四八〕

鄭昌編氏「移動動作の表現における『へ』と『に』の

使い分けの法則」——朝鮮資料『捷解新書』を中心に——

〔岡大國文論稿第15号〕

奥村三雄氏「平家物語の敬語表現——敬語・曲節・人物批判——」

〔文学研究〕第七十八輯昭和五十六年二月

宮坂和江氏「平家物語の敬語法」

〔解釈と文法5明治書院昭三十四〕

『北海道における共通語化と言語生活の実態』(77〜78ページ)

〔国立国語研究所 一九九七年三月〕

参考資料

『宇治拾遺物語』日本古典文学大系岩波書店

『御伽草子』日本古典文学大系岩波書店

『古今著聞集』日本古典文学大系岩波書店

『保元物語』日本古典文学大系岩波書店

『天草版伊曾保物語』勉誠社文庫

『天草版平家物語』亀井高孝著 岩波書店

『平家物語上下』日本古典文学大系岩波書店

『平家物語全註釈』富倉徳次郎氏角川書店

『延慶本平家物語本文編 上下』北原保雄小川栄一勉誠社

『大藏虎明本狂言集の研究 本文編』池田廣司北原保雄 表現社

『近松全集』日本古典文学全集 小学館

夕霧阿波鳴渡・冥土の飛脚・五十年忌歌念仏・堀川波鼓・丹波
与作待夜のこむろぶし・曾根崎心中・心中宵庚甲・博多小女郎
波枕・心中天網島・女殺油地獄・鎗の権三帷子・大経師昔暦
(本文では右題目を省略して示した)